

令和6年度国指定漫湖鳥獣保護区展望台基礎等改修設計業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下のとおりである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務の履行にあたっては設計業務請負共通仕様書（自然公園編）、自然公園等施設技術指針、設計図書、本特記仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面（別紙1，2）に示す範囲とする。

履行場所：沖縄県豊見城市字豊見城982 漫湖水鳥・湿地センター付帯木道及び展望台

対象面積：別紙のとおり

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約締結の翌日から、令和6年11月29日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者とする。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術管理部門：建設部門又は環境部門）
2. 技術士（建設部門（都市及び地方計画、又は建設環境）、又は環境部門（自然環境保全、又は環境保全計画）
3. R C C M（都市計画及び地方計画、又は建設環境、又は造園部門）
4. 1級土木施工管理技士又は1級造園施工管理技士

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（契約日までに登録が完了している）者

第4条①と同じとする。

②下記の実績を有する者

第4条①と同じとする。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

- ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

沖縄県豊見城市字豊見城 982

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 業務中間時 2回
- 2) 業務完了時 1回

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(DVD-R)で2部提出する。
「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィ

ルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

第15条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部(主たる部分を除く)を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 低入札業務の品質確保対策

1. 予定価格が 1,000 万円を超える業務で予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は土木設計業務等委託契約書第 11 条照査技術者及び共通仕様書 1.8 照査技術者及び照査の実施に代えて、下記に示す第三者の照査を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 環境省における令和 5・6 年度「自然環境共生関係コンサルタント業務又は土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 環境省から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 受注者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (1) . 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) . 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ⑤ 共通仕様書第 1.30 守秘義務を遵守可能な者であること。
3. 第三者照査の照査技術者に要求される資格
予定照査技術者については下記の①、③に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。
 - ① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
第 4 条①と同じとする。
 - ② 下記の実績を有する者。
第 4 条②と同じとする。

③ 令和3年度以降公示日までに完了した業務について、担当した環境省発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務を除く）については平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。ただし、環境省発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

4. 照査技術者の通知

受注者は、第三者照査を行う照査技術者を定め調査職員に通知するものとする。

5. 第三者照査

第三者照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省参照）に準じて実施するものとし、受注者は第三者の照査方法について、照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

6. 打合せへの立会い

第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告することとする。

7. 第三者照査技術者のテクリス登録

共通仕様書1.9の3の業務実績情報サービス（テクリス）の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は認めない。

8. 再請負

第三者照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条の主たる部分に該当しないものとする。

9. 契約不適合責任

引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約内容に適合しないものであるときは、土木設計業務等委託契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者の照査技術者が責任を負うものではない。

第18条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書2.11の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

（1）成果品の作成

成果品の作成にあたっては、調査職員と協議の上、作成するものとする。

（2）成果品

この業務における成果品は、次のとおりとする。

数量計算書・設計書は、エクセルを使用する。成果物の電子データは、DVD-Rとする。事

業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記して提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式についてはPDF形式とする。

②図面ファイル

CADデータ交換フォーマットは原則としてjww形式とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。ただし、補足資料としてCADソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式（オリジナル形式）も併せて納品するものとする。

③オリジナルファイル

オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

④上記①～③以外の電子データの仕様

(ア) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(イ) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

ア) 文章：Microsoft社Word（ファイル形式は「office2010（バージョン14）」以降で作成したもの。）

イ) 計算表：表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「office2010（バージョン14）」以降で作成したもの。）

ウ) プレゼンテーション資料：Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「office2010（バージョン14）」以降で作成したもの。）

エ) 画像：JPEG形式

(ウ) (イ)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(3) 成果物（全体）

○設計業務（各2部）

① 業務計画書 A4判（2部）

・業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載する。

② 実施設計図 A3判（二つ折り製本2部）

・自然公園等工事設計図作成要領及び同解説（自然公園編）（平成14年12月制定）に即して作成する。

<https://www.env.go.jp/content/900493293.pdf>

・平面図については土工箇所、構造物位置等を記入する。

③ 実施設計説明書 A4判（2部）

・設計図作成に当たっての検討事項等を取りまとめる。

・現地の状況を考慮した仮設計画を作成する。

・施設管理者と調整の上、工事工程表を作成する。

・現地の状況を考慮した資材運搬計画を作成する。

・土地所有関係や必要な法令手続等を取りまとめる。

④数量計算書 A4判（2部）

- ・掘削・盛土の土量計算をはじめ付帯構造物等の数量計算をする。数量根拠図を含む。
なお、総括表と個別表等は相互にリンクの設定を行うものとする。

⑤工事費算出書 A4判(2部)

- ・設計単位、数量、歩掛による必要人員数量を表示する。見積書、カタログ等の単価や歩掛の根拠となる資料を添付する。

なお、内訳書と単価表等は相互にリンクの設定を行うものとする。

⑥その他 A4～A3判(2部)

- ・工事特記仕様書、リサイクル計画書、コスト縮減検討報告書、木材利用数量表、グリーン購入法にかかる特定調達品目調書等、当該業務に該当する資料を作成する。

第19条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途必要に応じとりまとめること。

第20条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第21条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後15日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第22条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書1.31の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(用紙を定めない)を調査職員に提出しなければならない。

第23条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を豊見城市役所とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方にに基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第24条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 のとおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 26 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 27 条 精度管理

全文削除

第 28 条 機械器具の検定

全文削除

第 29 条 測量成果品の検定

全文削除

第2章 業務内容

第30条 業務の目的

本業務は沖縄県那覇市と豊見城市にまたがる国指定漫湖鳥獣保護区に位置する展望台、管理用木道及び鳥獣観測用の展望台等付帯施設に係る改修設計業務である。当該施設は主に水鳥の生息地の保護及び管理上重要な施設であるが、沿岸部に位置していることから潮汐や塩害による基礎部等の腐食や老朽化が進行しているため長寿命化を図ることを目的としている。

第31条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす
る。

第32条 土木実施設計業務

管理用木道及び鳥獣観測用の展望台基礎部、駆体及びブラインド等の付帯施設の長寿命化設計等
を図るほか、その他管理上必要な施設の設計を行う。

1. 設計条件

(1) 土地条件

- ① 国指定鳥獣保護区である。
- ② 河川区域である。

(2) 留意事項

- ① 自然環境（積雪、強風、植生など）、景観、安全性、耐久性、経済性、便益性、施工方法、施設
の長寿命化、維持管理、関係法規等の適合に十分満足しうよう設計を行うこと。
- ② 仮設計画及び施工計画については周辺への環境負荷が少ないものを検討し、その施工方法に
ついては事前に調査職員等と協議し設計する。
- ③ 法令による制限事項等が発生した場合は、法令の規定の遵守方法について調査職員に指示
を受けること。
- ④ 現地での作業に当たっては、利用者への安全確保を最優先にすること。

2. 設計内容

(1) 実施設計

以下の条件により、実施設計を行う。

対象面積：別紙のとおり

地 形：平地

難 易 度：標準的な設計の場合

改 修：工作物等の見直し等の場合

以下の工作物の新設及び改修を基本とする。

管理用木道、鳥獣観測用の展望台等の付帯施設、その他管理上必要な施設

① 与条件の確認及び調査

- ・ 現地調査及び関係者への聞き取り等により気象条件、地域特性、地形、自然環境等の制約条件等、施設整備の基本的な与条件について確認し、その内容を整理する。
- ・ 実施改修の方針検討のため、対象施設の状況について調査を行う。
- ・ 本業務に係る関係法令について把握しとりまとめる。

② 実施設計の検討

- ・ 現地調査結果をもとに、実施設計の詳細について検討を行う。
- ・ 施工方法及び使用材料等の検討にあたっては、設計対象物の現地での実現性や実施方法、機能性、経済性、安全性、快適性、デザイン性、環境との調和性などの面から詳細な検討を行う。
- ・ 関係法令の基準と適合するように施設の計画を行い、関係法令協議に必要な申請書又は協議書等を管理者と協議の上、作成する。
- ・ 併せて、維持管理費の必要事項について整理するとともに、工事に際しての具体的な配慮事項も勘案し、工事期間を定める。
- ・ 自然公園等技術指針（平成 25 年 7 月制定、令和 4 年 3 月改訂）
https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/02.html

③ 実施設計図の作成

- ・ 検討結果を基に、事業実施に必要な平面図、標準構造図、断面図、縦横断図等を作成する。

④ 数量計算

- ・ 工事費算出のため、完成した実施設計図から数量根拠を含む数量計算書を作成する。
総括表と個別表等は相互にリンクの設定を行うこと。

⑤ 工事費内訳書の作成

- ・ 数量計算書を基に、自然公園等工事単価決定要領に基づき単価を設定し、自然公園等工事工種体系ツリー等に基づき適切な工事費を計上する。また、内訳書（単価表等を含む）は自然公園等工事内訳書標準様式を Microsoft Excel で作成し、内訳書と単価表等は相互にリンクの設定を行うこと。
- ・ 算出にあたっては、各種の実例や事例を参考にしながら市販の「積算資料」等のほか、記載のない材料等は見積もり、カタログ等を参考にし出典根拠等を明記した上で適切な工事費を算出する。

⑥ 実施設計説明書の作成（仕様書作成及び工期の算定）

- ・ 本業務の調査検討結果を、報告書（実施設計説明書）としてとりまとめる。とりまとめにあたっては、図、表、写真等を用いるとともに、検討に使用した設計根拠資料も併せて掲載すること。
- ・ 特記仕様書は、自然公園等工事共通仕様書に定めのない項目、あるいは共通仕様書により難しい項目については文章、表により作成するものとし、次の事項に留意する。また、概略工事行程表の作成を行う。
- ・ 留意する事項：準拠すべき基準等、安全管理に関する事項、環境保全に関する事項、材料施工、施工管理、提出書類、手続きに関する事項、その他

⑦ 照査

- ・ 本業務で作成した成果物について、適正かつわかりやすくとりまとめが行われているか照査する。

(3) 設計協議

本業務の着手時1回、中間時2回、成果品納品時1回程度の打合せを行うものとし、実施後は速やかに記録を作成し、調査職員に提出するものとする。

業務着手時：管理技術者及び技師B相当もしくは同等以上の能力を有する者が出席するものとする。

業務中間時：管理技術者及び技師B相当もしくは同等以上の能力を有する者が出席するものとする。

成果品納品時：管理技術者及び技師B相当もしくは同等以上の能力を有するものが出席するものとする。

(4) 法令手続き等

- ・ 業務の実施に伴い法的手続きが必要となる場合は、受注者が書類作成等を実施する。
- ・ 施工及び関連施設の管理運営の段階で必要となる法令手続きを確認し、関係機関と調整する。
- ・ 施工の段階で必要となる土地賃借の手続きについて整理する。
- ・ 関係機関との協議内容は協議簿にとりまとめる。

(5) 報告書作成

上記(1)～(4)の項目について、報告書等の成果品として取りまとめる。

第33条 全文削除

第3章 その他

第34条 資料の貸与

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ・ 令和5年度国指定漫湖鳥獣保護区管理用木道基礎及び踏板改修工事 | 工事成果品 |
| ・ 令和4年度(繰越)国指定漫湖鳥獣保護区管理用木道洗掘対策工事 | 工事成果品 |
| ・ 令和4年度国指定漫湖鳥獣保護区管理用木道基礎等改修測量業務 | 業務成果品 |
| ・ 令和3年度国指定漫湖鳥獣保護区管理用木道健全度調査業務 | 業務成果品 |
| ・ 令和2年度国指定漫湖鳥獣保護区保全方法検討業務 | 業務成果品 |
| ・ 平成21年度国指定漫湖鳥獣保護区における木道・観察デッキ設置工事 | 工事成果品(紙媒体) |
| ・ 平成20年度国指定漫湖鳥獣保護区における歩道測量設計業務 | 業務成果品 |
| ・ 平成20年度国指定漫湖鳥獣保護区における保全事業調査業務 | 業務成果品 |

第35条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第36条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第37条 疑義

本特記仕様書は、以下を対象とすることがある。その他の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

- ・ 検討の結果、必要な測量調査や地質調査、試験等を追加することがある。
- ・ 受注者が調査に必要な手続きを行うことがある。
- ・ 本業務の検討内容をもとに、受注者が関係機関等との協議資料を作成することがある。

第38条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。